

令和 8 年度

東栄町補正予算書

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	9
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	15
東 栄 診 療 所 特 別 会 計	21

令和 8 年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第 3 号)

議案第60号

令和8年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について

令和8年度東栄町一般会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年9月7日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和8年度東栄町一般会計補正予算（第3号）

令和8年度東栄町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,759千円を増額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,084,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	266,646	△16,167	250,479
	2 国庫補助金	194,891	△16,607	178,284
	3 国庫委託金	851	440	1,291
15	県支出金	328,056	△3,501	324,555
	1 県負担金	53,425	510	53,935
	2 県補助金	200,483	△4,011	196,472
18	繰入金	372,651	805	373,456
	1 基金繰入金	342,651	805	343,456
19	繰越金	97,332	25,939	123,271
	1 繰越金	97,332	25,939	123,271
20	諸収入	73,164	283	73,447
	4 雑入	63,037	283	63,320
21	町債	478,600	24,400	503,000
	1 町債	478,600	24,400	503,000
歳 入 合 計		4,052,412	31,759	4,084,171

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	827,667	4,331	831,998
	1 総務管理費	706,224	2,131	708,355
	2 徴税費	79,317	2,200	81,517
3	民生費	674,801	4,276	679,077
	1 社会福祉費	421,097	4,276	425,373
5	農林水産業費	439,326	0	439,326
	2 林業費	328,443	0	328,443
6	商工費	123,433	11,252	134,685
	1 商工費	123,433	11,252	134,685
7	土木費	305,971	5,006	310,977
	2 道路橋梁費	149,260	4,260	153,520
	4 都市計画費	72,920	746	73,666
8	消防費	261,792	544	262,336
	1 消防費	261,792	544	262,336
9	教育費	317,762	6,350	324,112
	2 小学校費	46,148	7,168	53,316
	3 中学校費	90,769	1,416	92,185
	4 保健体育費	44,089	55	44,144
	5 社会教育費	5,460	245	5,705
	6 総合社会教育文化施設費	31,840	△2,887	28,953
	7 森林体験交流施設費	28,964	353	29,317
歳 出 合 計		4,052,412	31,759	4,084,171

第2表 地方債補正

1. 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
納税通知書電子化対応事業	2,400 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金、地方 公共団体金 融機構及び 銀行等資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものによ る。ただし、町 財政の都合に より据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は繰 上償還もしくは 低利に借換え することができる。
公金収納デジタル化事業	7,000 千円			
計	9,400 千円			

第2表 地方債補正

2. 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道節沢線改良工事	1,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	1,500 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
林道下モ山線改良工事	8,000 千円				8,500 千円			
柿平橋橋梁補修工事	25,000 千円				32,000 千円			
杉沢橋橋梁補修工事	6,000 千円				8,500 千円			
小野橋橋梁補修工事	6,000 千円				9,500 千円			
三輪橋橋梁補修工事	3,000 千円				4,000 千円			
計	49,000 千円				64,000 千円			

令和 8 年度

東栄町国民健康保険特別会計

補正予算書

(第 2 号)

議案第 6 1 号

令和 8 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり
提出するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	56,168	△1,596	54,572
	1 国民健康保険料	56,168	△1,596	54,572
3	県支出金	313,638	346	313,984
	1 県負担金・補助金	313,638	346	313,984
5	繰入金	64,305	△5,081	59,224
	1 他会計繰入金	53,505	△346	53,159
	2 基金繰入金	10,800	△4,735	6,065
6	繰越金	5,960	6,332	12,292
	1 繰越金	5,960	6,332	12,292
10	国庫支出金	0	17	17
	1 国庫補助金	0	17	17
	歳 入 合 計	463,375	18	463,393

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	3,682	18	3,700
	1 総務管理費	2,010	18	2,028
3	国民健康保険事業費納付金	91,414	0	91,414
	1 医療給付費分	63,882	0	63,882
	2 後期高齢者支援金分	19,179	0	19,179
	3 介護納付金分	6,431	0	6,431
	4 子ども・子育て支援金分	1,922	0	1,922
	歳 出 合 計	463,375	18	463,393

令和 8 年度

東栄町後期高齢者医療特別会計

補正予算書

(第 1 号)

議案第62号

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年9月7日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,684 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,665 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	67,369	△21	67,348
	1 後期高齢者医療保険料	67,369	△21	67,348
3	繰入金	83,394	3,991	87,385
	1 他会計繰入金	83,394	3,991	87,385
4	繰越金	1	1,251	1,252
	1 繰越金	1	1,251	1,252
5	諸収入	215	463	678
	2 償還金及び還付加算金	210	463	673
	歳 入 合 計	150,981	5,684	156,665

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	6,615	26	6,641
	1 総務管理費	4,982	26	5,008
2	後期高齢者医療広域連合納付金	88,212	746	88,958
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	88,212	746	88,958
3	後期高齢者医療費	55,442	4,449	59,891
	1 後期高齢者医療費	55,442	4,449	59,891
4	諸支出金	212	463	675
	1 償還金及び還付加算金	210	463	673
	歳 出 合 計	150,981	5,684	156,665

令和 8 年度

東栄診療所特別会計

補正予算書

(第 2 号)

議案第63号

令和8年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について

令和8年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年9月7日提出

東栄町長 村 上 孝 治

令和 8 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,081 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 436,224 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰越金	1	4,081	4,082
	1 繰越金	1	4,081	4,082
	歳 入 合 計	432,143	4,081	436,224

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	医業費	95,138	4,081	99,219
	1 医業費	95,138	4,081	99,219
	歳 出 合 計	432,143	4,081	436,224

